平成２６年（フ）第１５３号
奈良県御所市室50、住民票上の住所奈良県御所市大字室94番地の１
破産者　西本加代子
１　決定年月日　平成26年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
奈良県御所市室50、住民票上の住所奈良県御所市大字室94番地の１
破産者　西本　　健
１　決定年月日　平成26年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
札幌市西区八軒３条西２丁目１番15号　舘ハウス３号
破産者　広田トミ子
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６２号
札幌市南区真駒内緑町３丁目５番１―72号
破産者　小板　　真
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７号
岩手県北上市幸町５番21号　プチメゾンＡ棟
破産者　髙橋小百合
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０号
群馬県伊勢崎市東町2510番地１
破産者　大澤　重利
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７２号
群馬県前橋市五代町1074番地１　ガーデンハイツ吉田107号
破産者　永山　忠幸
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
群馬県伊勢崎市馬見塚町2299番地８
破産者　瀬沼　道男
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９３号
さいたま市西区西新井505―23、住民票上の住所さいたま市西区三橋６丁目1731番地１リバーコープ三橋303号
破産者　田邊　康哲
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
さいたま市浦和区元町１―32―３、住民票上の住所さいたま市浦和区元町１丁目27番19号
破産者　吉野　光次
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８９号
さいたま市見沼区東大宮６丁目160番地４ハイツイグレックＡ202号室、旧住所埼玉県久喜市久喜東２丁目４番10号
破産者　佐藤　信博
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９３号
埼玉県戸田市大字新曽1822番地の１　リベルテ戸田506号室
破産者　佐藤　　毅
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５７号
埼玉県新座市北野３丁目２番３号　農林漁業金融公庫志木寮236号室
破産者　白岳エリコ
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６７１号
埼玉県川口市並木３丁目８番19―502号　ハイリーハイツ並木
破産者　金子　博一
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
埼玉県比企郡小川町東小川２丁目23番地16
破産者　大津　定夫
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７２号
埼玉県羽生市東３丁目49番29号　ユートピアＢ203
破産者　松本　逸夫
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２５５号
横浜市都筑区南山田２丁目17番21号　302
破産者　水無　三郎
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３７号
横浜市鶴見区平安町１丁目82番地
破産者　和平　光生
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１号
福井市大宮６丁目14番32号、旧住所福井県勝山市北郷町坂東島第20号12番地
破産者　水上　公男
１　決定年月日　平成26年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係